

事故・緊急時対応マニュアル

就労継続支援 B 型事業所 クルハウス

1. 目的

本マニュアルは、サービス提供中に事故、けが、急病その他の緊急事態が発生した場合に、利用者の生命及び身体の安全を最優先として、迅速かつ適切に対応するための基本的な手順を定める。

2. 基本原則

- ・ 利用者の生命・身体の安全を最優先する。
- ・ 職員自身の安全も確保し、二次事故を防止する。
- ・ 必要な場合はためらわず 119 番通報その他の緊急要請を行う。
- ・ 家族、管理者、行政その他必要な関係機関へ速やかに連絡する。
- ・ 発生状況及び対応内容を記録し、原因分析と再発防止につなげる。

3. 主な事故・緊急事態

- ・ 転倒、転落、打撲、切創、やけど等のけが
- ・ 意識障害、けいれん、胸痛、呼吸困難、急な体調悪化等
- ・ 誤薬、服薬に関する事故
- ・ 誤嚥、窒息
- ・ 送迎中の交通事故
- ・ 行方不明、無断離所等
- ・ 自傷・他害等により重大な危険が生じた場合
- ・ その他、利用者の生命又は身体に重大な影響を及ぼす事態

4. 事故発生時の初動

1. 周囲の安全を確認し、危険が続いている場合は利用者を安全な場所へ移す。
2. 利用者の意識、呼吸、出血、痛み等の状態を確認する。
3. 緊急性が高い場合は 119 番通報し、救急隊の指示に従う。
4. 可能な範囲で応急処置を行う。
5. 管理者へ報告する。
6. 家族等の緊急連絡先へ状況及び対応を連絡する。
7. 必要に応じて市町村、北海道、警察、保険会社その他関係機関へ報告・連絡する。

5. 救急要請の目安

意識がない、呼吸が困難、けいれんが続く、大量出血、強い胸痛、重度のアレルギー症状、頭部を強く打った、重大な外傷が疑われる等、生命又は身体への重大な危険が疑われる場合は 119 番通報を優先する。判断に迷う場合も、安全側に立って救急要請を検討する。

6. 医療機関への受診

救急搬送を要しない場合でも受診が必要と判断したときは、本人・家族等へ連絡し、受診方法を調整する。職員が付き添う場合は、事業所内の職員配置及び他利用者の安全を確認する。

7. 送迎中の交通事故

8. 車両を安全な場所に停止し、利用者及び関係者のけがの有無を確認する。

9. 必要に応じて119番及び110番へ通報する。
10. 管理者及び家族等へ連絡する。
11. 相手方がいる場合は、氏名、連絡先、車両情報等必要事項を確認する。
12. 保険会社へ連絡し、事故状況を記録する。

8. 行方不明・無断離所時

13. 事業所内外及び周辺を速やかに確認する。
14. 管理者へ報告し、本人の特性、服装、所持品、移動手段等を確認する。
15. 家族等へ連絡する。
16. 安全確保のため必要と判断した場合は警察へ連絡する。
17. 発見後は本人の健康状態を確認し、原因及び再発防止策を検討する。

9. 事故報告

事故の発生日時、場所、利用者の状況、事故の内容、職員の対応、医療機関受診、家族等への連絡、行政等への報告その他必要事項を事故報告書に記録する。

行政への報告が必要な事故については、各自治体等の報告基準に従い速やかに報告する。

10. 再発防止

事故発生後は、本人の状態、環境、支援方法、設備、職員体制等を確認し、原因を分析する。必要に応じて個別支援計画、支援手順、環境整備等を見直し、再発防止策を職員間で共有する。

11. ヒヤリハット

事故には至らなかったものの重大な事故につながるおそれのあった事例についても、必要に応じてヒヤリハットとして記録・共有し、事故予防に活用する。

12. 緊急連絡体制

管理者：鳥山 晃 電話：0143-48-9133

救急：119 警察：110

利用者ごとの家族・緊急連絡先及びかかりつけ医療機関は、利用者基本情報等により確認できるよう整備する。

13. 研修及び見直し

職員に対し、事故防止、緊急時対応、応急処置等について必要な研修・周知を行う。本マニュアルは、事故事例、訓練、関係法令等の変更を踏まえ、必要に応じて見直す。

策定日：令和8年9月16日

特定非営利活動法人くるくるネット

就労継続支援B型事業所 クルハウス